

平成26年 第19回

川西市教育委員会（定例会）会議録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
会議録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 13

会議日程・付議事件

会議日時 平成26年11月20日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		会議録署名委員の選任	
2		前回会議録の承認	
3		事務執行状況報告	
4	議案第18号	組織の再編整備に伴う事務の委任または補助執行の協議について	
5	議案第19号	川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について	
6	議案第20号	川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	

出席委員

委員長 服部 保

委員長  
職務代行者 尾市 雅子

委員 加藤 隆一郎

委員 磯部 裕子

教育長 牛尾 巧

説明のため出席を求めた者

教 育 振 興 部 長	石 田 剛
総 務 調 整 室 長	森 下 宣 輝
学 校 教 育 室 長	上 中 敏 昭
教育振興部参事兼学校指導課長	若 生 雅 史
教育振興部参事兼青少年センター所長	辻 俊 博
社会教育室長兼文化財資料館長	柳 川 明 彦
まなび支援室長兼中央公民館長	中 定 久 紀
中 央 図 書 館 長	田 淵 敏 子
教 育 総 務 課 長	藪 内 寿 子
教 職 員 課 長	上 西 浩 之
施 設 課 長	池 下 靖 彦
学 校 指 導 課 主 幹	福 竹 優 子
生 徒 指 導 支 援 課 長	株 本 一 男
学 務 課 長	中 西 哲 浩
教 育 情 報 セ ン タ ー 所 長	杉 村 昌 子
社 会 教 育 室 主 幹	井 上 昌 幸
まなび支援室主幹兼中央公民館主幹	松 山 幸 江

会議録作成者

教 育 総 務 課 主 査	岸 本 匡 史
---------------	---------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 18	組織の再編整備に伴う事務の委任または補助執行の協議について	26.11.20	26.11.20	可 決
議案 19	川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について	26.11.20	26.11.20	可 決
議案 20	川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	26.11.20	26.11.20	可 決

[ 開会 午後 2 時 ]

服部委員長 それでは、只今より、平成 26 年第 19 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

服部委員長 まずはじめに「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

服部委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

服部委員長 これより日程に入ります。日程第 1「会議録署名委員の選任」を行います。委員長において加藤委員、磯部委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

服部委員長 では次に、日程第 2「前回会議録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 17 回定例会及び第 18 回臨時会の会議録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、まず第 17 回定例会の会議録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席委員を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。会議録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 18 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、第 17 回定例会については尾市委員、加藤委員に、第 18 回臨時会については加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

服部委員長 説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。第17回定例会及び第18回臨時会の会議録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、会議録につきましては、承認されました。

服部委員長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局からご報告をお願いいたします。

教育振興部長  
(石田) それでは事務の状況につきましてご報告させていただきます。  
お手元の事務状況報告に基づいてご報告させていただきます。  
1点目、「会計検査院実地検査について」でございます。  
11月11日火曜日に会計検査院による実地検査が行われました。対象となりました検査項目は「学校施設環境改善交付金」の平成23年度から25年度分、加茂遺跡に係る「史跡等購入費補助金」の平成24年度と25年度分、「幼稚園就園奨励費補助金」の平成24年度と25年度分でございます。書類審査及び現地調査の結果、特に指摘もなく無事に終了いたしました。  
次に、「川西市子ども・子育て支援事業計画について」でございます。  
子ども・子育て支援に関する基本的な指針となる「川西市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けての進捗状況でございます。  
平成27年度から5年間を計画期間とし、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援につきまして、量の見込み、確保の方策、実施時期などを記載することとされております。  
アンケート調査の結果や川西市子ども・子育て会議でのご意見を踏まえ、策定を進めているところですが、計画の柱の一つとなる公立幼稚園・保育所の一体化プランを11月6日に提示し、計画の全体が示されたところでございます。  
12月に開催する子ども・子育て会議で再度協議いただき、教育委員協議会等で教育委員の方々のご意見を賜りながら、26年1月からパブリックコメントを実施し、計画を策定、その後、教育委員会で協議していただ



く予定でございます。

次に、「第2次生涯学習計画について」でございます。

第1次生涯学習計画は、平成15年度からの10年間として、幼児・児童・生徒をはじめとし、成人、高齢者があらゆるライフステージに応じて学ぶことは、大きな喜びとともに、豊かな地域社会の創出を可能にするものと考え策定されました。

その10年の間には、平成18年の教育基本法改正によって「生涯学習の理念」が定義され、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならないと、また、平成17年に中央教育審議会へ文部科学大臣より諮問を行い、平成20年に、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」ということで行政の在り方等が答申されました。

同じく平成20年に、平成18年の教育基本法の改正を受けて社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定整備等がなされました。

これらのことを視野に入れながら、今回第2次生涯学習計画を策定しようとしております。現在、社会教育委員の会において意見をいただきながら修正を加えているところであります。

今後の予定といたしましては、教育委員協議会等で委員の方々のご意見を賜りながら、年明け1月中旬に議員協議会にかけ、その後1月末より1か月間パブリックコメントを行い、その後、教育委員会で協議していただく予定としております。よろしく申し上げます。

私からの報告は以上です。

服部委員長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

服部委員長

それでは事務状況報告については以上といたします。

服部委員長

では次に、日程第4、議案第18号「組織の再編整備に伴う事務の委任または補助執行の協議について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

総務調整室長  
(森下)

それでは、議案第18号「組織の再編整備に伴う事務の委任または補助執行の協議について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本件は、組織の再編整備に伴い、市長事務権限の一部を教育委員会または教育委員会所属職員に委任または補助執行させることについて、市長より協議を受けたことにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

協議の内容につきましては3ページに市長からの協議書を添付しております。

現在、市長部局のこども家庭部が所掌しております事務のうち、「青少年の健全育成に関する事項」「子育て及び家庭の支援に関する事項」「児童福祉に関する事項」を教育委員会または教育委員会所属職員に委任または補助執行させることにつきまして、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議を行うものでございます。このことによりまして、必要な条例及び規則の改正を行っていき、現在のこども家庭部の組織を教育委員会の組織として規定していこうとするものです。回答案につきましては2ページをご覧ください。対象となる3つの事務につきまして、教育委員会または教育委員会所属職員に委任または補助執行させることについて異議がない旨の回答案となっております。

また、用語の意味になりますが、「委任」は権限に変更がある、つまり、教育委員会の権限となることであり、「補助執行」は権限の変更がないこと、つまり、市長権限の事務を教育委員会所属職員が行うということでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第18号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第5、議案第19号「川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

総務調整室長  
(森下)

それでは、議案第19号「川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本件は、川西市事務分掌条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

条例案の内容につきましては5ページからでございますが、詳しくは新旧対照表でご説明いたします。8ページをご覧ください。なお、本条例案には教育委員会とは関係がない部分も含まれておりますので、その部分につきましては省略させていただきます。

まず、川西市事務分掌条例につきましては、「子ども家庭部」が削られます。これは、条例議決後、12月19日を予定しておるんですけども、それ以降に教育委員会規則でこの子ども家庭部に関する規定の方の整備をしていく予定であります。

9ページをお開き下さい。川西市職員定数条例につきましては、市長の事務部局の職員と教育委員会の事務部局の職員の定数が変更されております。これは、子ども家庭部の定数分約130人分ですけども、これが教育委員会に移動するために、現行710人が市長部局の方は580人へ、教育委員会の事務部局の職員が190人が320人という形になっております。なお、これは上限を定めるものでございまして、実体の数よりは多くなっております。教育委員会の方の現の所属190人もおりませんので、それよりも多くと、上限を定めるために多くなっているという形になっております。

次に、川西市青少年センター設置条例につきましては、第3条第2号中「不良化防止」を「非行防止」と改め、第5号を削ります。これにつきましては、後ほどご説明させていただきます教育相談センターの事業としてあわせてという形で見直しの方を行っております。

次に、川西市教育情報センター設置条例につきましては、題名も含めまして、「教育情報センター」を「教育相談センター」に改め、実施事業を規定している第3条を改めております。10ページをお開き下さい。内容は、「教育に関する専門的、技術的事項の研究」「教育関係職員の研修及び研究の助成」を削り、これにつきましては、改正後、学校指導課の方への移管を予定しております。「不登校児童生徒への対応に関すること」、これにつきましては、青少年センターからの見直しという形になっております。あと、事業といたしまして、「特別支援教育の推進に関すること」

を加えて整理しております。

付則での改正となりますが、川西市付属機関に関する条例で担当所管が属する執行機関が変わることにより、見直しを行っております。内容的には、川西市青少年問題協議会につきまして、従前、市長の所管という形になっておりましたが、こども家庭部が教育委員会に移管するという事で教育委員会の所管という形に変更しております。

同様に川西市子ども・子育て会議条例では会議の庶務を所管する組織について変更されております。こども家庭部から教育委員会事務局に変更されております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

10ページでご説明をいただきました「川西市青少年問題協議会」という会の名称ですが、以前PTCAフォーラムなどで耳にしています。そのたびに少し違和感を感じているのですが、この協議会の名称は法律で決められているので変えられないのでしょうか。「問題協議会」よりも「子どもの未来を考える協議会」のような前向きなイメージの名称のほうがいいのではないかと思います。そこはどうでしょうか。

総務調整室長  
(森下)

この分につきましては、法的に定められたものかどうか存じておりません。申しわけございません。

今回の改正につきましては、所管替えということで、そこまでの検討を加えた上での移行にはなっておりません。単なる事務所管替えという形で挙げているものでございます。

磯部委員

わかりました。

服部委員長

ほかにごございませんでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第19号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長      ご異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、可決されました。

服部委員長      では次に、日程第6、議案第20号「川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長  
(中西)          議案第20号「川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開き下さい。

本案は、川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

はじめに、国等の動向でございますが、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律と関連する法律に基づき、本市においても「子ども・子育て支援新制度」のスタートに向けて準備を進めているところでございます。一方で「子ども・子育て支援法」の施行日につきましては、政令で定められることになっておりますが、現時点でまだ示されておられません。平成27年4月に新制度が始まるものとして準備を進めておりますが、正式には開始時期や内容が示されていない状況でございます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立幼稚園の入園料は毎月徴収する保育料に加算して徴収することが基本となることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容は議案書の12ページのとおりですが、13ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

第5条の入園料の徴収方法につきまして、「入園手続きをなしたるとき」を「入園する際」に改めようとするものでございます。現行の規定では、平成27年度に入園する園児の場合、26年度の入園手続きの際に入園料を徴収することとなっており、一方で27年4月に新制度がスタートした場合には、4月以降の保育料には入園料相当額が加算される見込みであり、結果的に重複して徴収することとなるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、政令で新制度の開始時期や内容が示された際には、入園料を保育料に加算する内容で条例の一部を改正する予定としております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするもので、施行日まで

に入園手続きを行い、施行日以降に入園する場合に入園料を重複して徴収しないように必要な経過措置を定めております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はありませんか。

磯部委員

平成27年度以降に入園料は保育料とともに徴収する見込みということで、この条例改正を提案されていますが、平成27年度入園の説明会や願書受付、内定などは既に始まっていると思います。通常、内定のときに入園料をお振り込み下さいというご案内をされていると伺っておりますが、来年度入園予定の方については少し見合わせているということでしょうか。

学務課長  
(中西)

まだ正式に政令では示されておりませんが、仕組みの中ではそうなるということが国の方からアナウンスされていますので、案という注釈を付けてまして、園児募集の際に、今の時期には入園料を徴収せずに4月以降の保育料に加算しますというご案内をさせていただいております。

以上です。

磯部委員

ありがとうございます。

服部委員長

ほかにございませんでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第20号につきまして、これを可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては、可決されました。

服部委員長

では、以上で本日の議事はすべて終わりました。  
次回の定例教育委員会は、12月18日(木)午後2時から、庁議室において開会いたします。

服部委員長

これをもちまして、第19回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[ 閉会 午後 2 時 2 5 分 ]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

署名委員 加 藤 隆一郎 ⑩

磯 部 裕 子 ⑩